

一般社団法人岐阜県調理師連合会代議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第3項の規定に基づき、選出する代議員の選挙に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 代議員とは、定款第5条の定めによる他、この規程に基づき選出された者であって正会員を代表して社員総会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

第3条 選挙は、任期満了前に行うものとする。

(代議員の定数)

第4条 代議員の定数は、定款第5条第2項に規定する正会員50人の中から1人の割合をもって選出する。

(資格)

第5条 代議員の選挙人及び被選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

(選挙管理委員会)

第6条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、代議員選挙の公示の1週間前までに組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。

3 委員会の委員は(以下「委員」という。)は3人とし、理事会において正会員の中から選出し、会長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、前条第3項の規定により選出された日から選挙結果を公表し、委員会の解散の日までとする。

(委員会の業務)

第8条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 代議員の定数の確保
- (2) 正会員への代議員選挙の周知
- (3) 代議員名簿の作成
- (4) その他代議員選出に関し必要な事項

(業務の委任)

第9条 委員会は、代議員選挙に関する業務を、選挙委員会に委任することができる。

- 2 選挙委員会の設置、組織、運営に関する事項は、第6条及び第7条に準ずるものとし、委員会から委任された業務を行う。

(立候補の受付期間)

第10条 委員会は、7日を越えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(応募手続)

第11条 代議員に立候補しようとする正会員は、前条に定める期間内に立候補届を委員会に提出しなければならない。

(立候補者が定数に達しない場合の措置)

第12条 委員会は、代議員の立候補者が定数に達しない場合は、地域選挙委員会に対し、不足する候補者の推薦を依頼するものとする。

- 2 前項の場合にあつては、選挙委員会は、速やかに候補者を選出し、候補者の同意を得て、委員会に報告するものとする。

- 3 前項の報告をもって、代議員の立候補とみなす。

(選挙方法)

第13条 代議員の選挙は、公示された投票日に投票会場もしくは、郵便投票において次の方法により行う。

- (1) 投票は、任期満了の日までに正会員の無記名投票により行う。
- (2) 郵便による投票を希望する会員は、選挙委員会に申し出て、投票用紙を受け取らねばならない。

(3) 選挙を行ったときは、投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数のときは、「くじ引き」により決する。

2 前項の投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を使用していないもの

(2) 判読できないもの

3 立候補者数が、定数と同等の場合若しくは定数以下の場合には、会員の信任があったものとし、選挙は行わない。

(代議員の資格)

第14条 代議員たる正会員が資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(委任)

第15条 この規定に定めのない事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

付則

1 この規程は、設立認可の日(平成25年3月18日)から施行する。

2 この規程は、平成26年1月29日から施行する。

3 この規定は、令和6年4月23日から施行する。

様式1

代議員選挙立候補届出

一般社団法人 岐阜県調理師連合会

選挙管理委員会 委員長 様

候補者氏名		性別	男 女
勤務先又は営業所の 屋 号			
勤務先又は営業所の 所 在 地			
住 所			
連絡先電話番号			

推薦者 氏 名 ㊟

氏 名 ㊟

私は、一般社団法人岐阜県調理師連合会の代議員選挙に立候補いたしますのでお届けします。

年 月 日

氏 名 ㊟

様式2

代議員選挙立候補者推薦届出

一般社団法人 岐阜県調理師連合会

選挙管理委員会 委員長 様

候補者氏名	性別	男	女
勤務先又は営業所の 屋 号			
勤務先又は営業所の 所 在 地			
住 所			
連絡先電話番号			

上記の者を、一般社団法人岐阜県調理師連合会の代議員選挙における候補者として推薦します。

推薦者 氏 名 ⑩

氏 名 ⑩

私は、一般社団法人岐阜県調理師連合会の代議員選挙における候補者となることを承諾します。

年 月 日

氏 名 ⑩